

2021年度

福島空港利活用促進事業 (新型コロナウイルス経済対策)

玉川村では、福島空港の利活用の促進を図るため、玉川村民団体が福島空港を利用する場合に『福島空港利活用促進事業補助金（新型コロナウイルス経済対策）』を予算の範囲内で交付しています。

補助金額

国内路線 1名あたり

10,000 円

国際路線 1名あたり

20,000 円

補助します！！

補助金の交付条件

- ① 該当事業の出発日以前より村内に住所を有するもの。(以下『対象村民』という。)
- ② 同一の目的により対象村民2名以上で構成された団体であること。
- ③ ビジネス利用でないもの。
- ④ 福島空港利活用促進補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 交付申請日までに納期の到来している村税等を完納していること。
- ⑥ 玉川村暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しないもの。

補助金交付申請に必要な書類

● 交付申請兼実績報告書（旅行後20日以内に提出）

※ 申請期限 令和3年3月31日まで（期間内に事業が完了しているもの）

福島空港利活用促進事業（新型コロナウイルス経済対策）交付申請書実績報告書（様式第1号）

添付書類

- ① 行程表
- ② 参加人数分の搭乗券半分券又は搭乗証明書
- ③ その他、村長が必要と認める資料

● 交付請求書（交付決定兼額の確定通知後速やかに提出）

福島空港利活用促進事業（新型コロナウイルス経済対策）交付請求書（様式第3号）

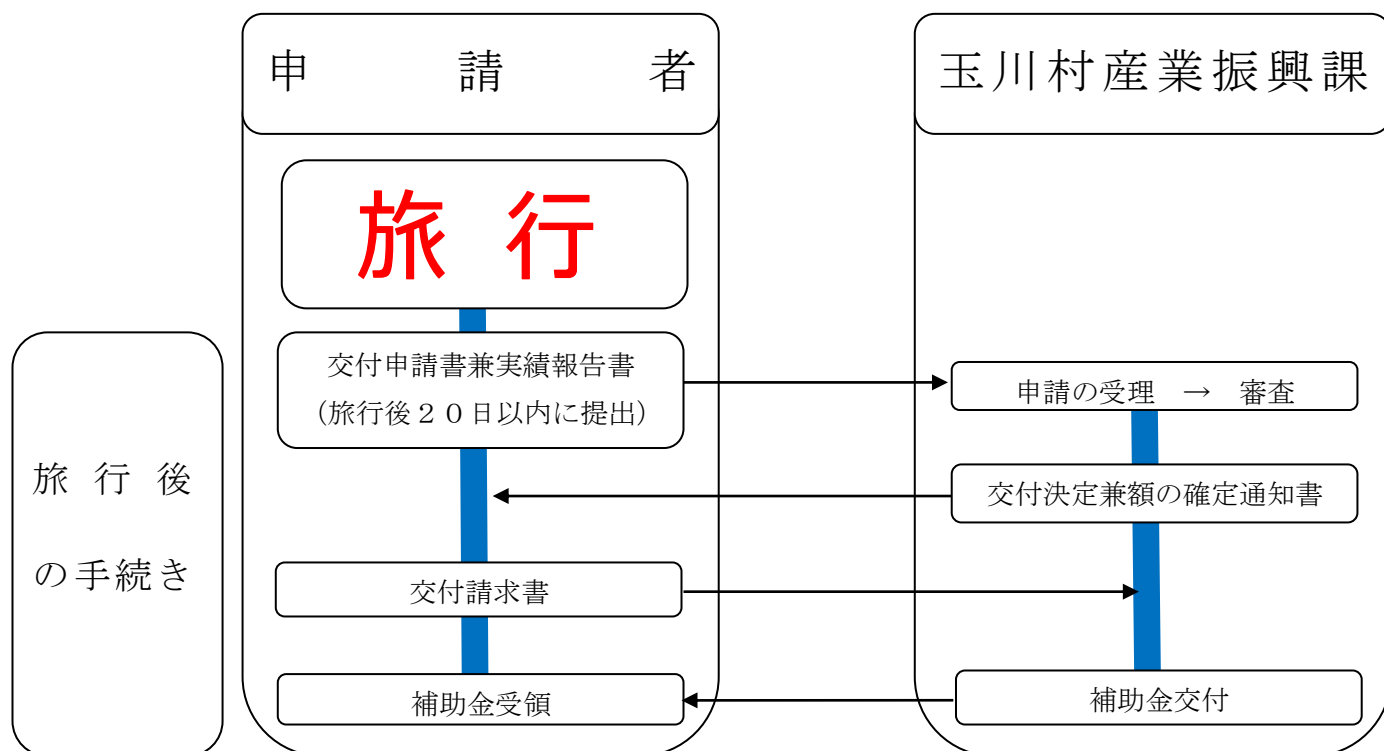
申請書提出先・提出方法

- 提出先 玉川村産業振興課
- 提出方法 申請書類に必要書類を添付し申請（郵送可）
【郵送先 玉川村産業振興課商工観光係 〒963-6392 玉川村大字小高字中畷9】
- 申請等の各書式は玉川村のホームページからダウンロードできます。

玉川村産業振興課

検索

補助事業申請フロー図



その他の助成制度

- 福島県事業
お問い合わせ 福島県空港交流課 TEL: 024-521-7127
- 福島空港活性化推進協議会事業
お問い合わせ 須賀川市産業部空港交流課 TEL: 0247-88-9144

お問い合わせ先 玉川村産業振興課 TEL0247-57-4629 FAX0247-57-3952
<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>